

犯罪の被害にあわれた方へ

犯罪被害者等見舞金のご案内



万が一、犯罪被害者になってしまった方やその遺族を支援するため、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、必要な事項を定めた「田村市犯罪被害者等支援条例（令和7年9月26日施行）」を制定しました。

殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病を負われた方の心身の慰労、経済的負担の軽減を目的として見舞金等を支給します。

【見舞金等】

見舞金等の種類	金額	対象者
遺族見舞金	60万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
重傷病見舞金	30万円	犯罪行為により重傷病を負われた方※
転居費用の助成	上限20万円	上記の見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居される方

※療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上の上の入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

対象となる犯罪

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

※日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法その他日本国における刑罰法令に規定されるもの

※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く

住所要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、田村市内に住所を有する被害者又はご遺族

申請期限

遺族・重傷病見舞金犯罪被害の発生を知った日から2年以内
転居費用助成金犯罪被害の発生を知った日から1年以内

■上記以外にも必要な条件があります。

申請をご希望の場合は、下記の窓口までお問い合わせください。
制度の詳細は、市ホームページからご覧ください。

田村市 犯罪被害者見舞金

検索



【お問い合わせ】 社会福祉課 TEL 81-2273

【見舞金制度 Q&A】



Q 対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなもの？

日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつなどが想定されます。なお、過失による行為は対象外のため、交通事故は一部（危険運転致死傷等）を除き、含まれません。



Q 遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数人いる場合は？

犯罪により亡くなった方の第1順位遺族に支給します。

（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）

- ・ ①配偶者（事実婚などの方を含む）
- ・ 被害者の収入によって生計を維持していた世帯の②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- ・ 上記に該当しない被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹



Q 見舞金等の支給対象外となる場合は？

以下の場合、支給対象外となります。

- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族と加害者の間に夫婦（事実婚含む）直系血族（事実上養子 縁組含む）、3親等内の親族関係があったとき。
- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が犯罪を誘発したとき。その他、犯罪被害者又は（第1順位）遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が、暴力団又は暴力団員であるとき。暴力団又は暴力団員と関係を有する者であるとき。
- ・ その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

※転居費用助成金は、他の地方公共団体から同種の支給を受けている場合は支給対象外となります。



Q やむを得ない事情で住民登録せず田村市に居住していた場合は？

配偶者からの暴力（DV）を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに居住していた場合は、田村市に居住していたことを客観的に確認できる書類を提出いただくことで、見舞金等の支給を受けられる場合があります。



【県内の主な相談窓口はこちら】

名称	電話番号	主な相談内容
福島県警察本部	〔警察相談ダイヤル〕 #9110 (携帯電話又はプッシュ回線限定) 〔警察総合相談〕 024-525-8055	警察安全相談
SACRAホットライン (SACRAふくしま)	024-563-3722	性暴力等被害者相談
法テラス福島	〔事務局電話〕 0570-078-370 〔犯罪被害者支援ダイヤル〕 0120-079-714	相談窓口紹介、支援制度紹介、 弁護士紹介
公益社団法人ふくしま 被害者支援センター	〔事務局電話〕 024-523-1550 〔相談電話〕 024-563-3724	電話相談・面接相談、直接的支 援、自助グループへの支援
福島地方検察庁 被害者ホットライン	024-534-5135	犯罪被害者の司法手続きに関 する相談
福島県弁護士会	024-534-2334	犯罪被害者の法的問題全般に 関する相談
福島地方法務局 人権擁護課	0570-003-110	人権相談 (みんなの人権110番)
こころの健康相談 ダイヤル	0570-064-556	心の健康に関する相談
福島県女性のための 相談支援センター	〔相談専用電話〕 024-522-1010	電話相談・来所相談、一時保 護、女性と同伴家族の保護
福島県消費生活センター	024-521-0999	消費生活全般

